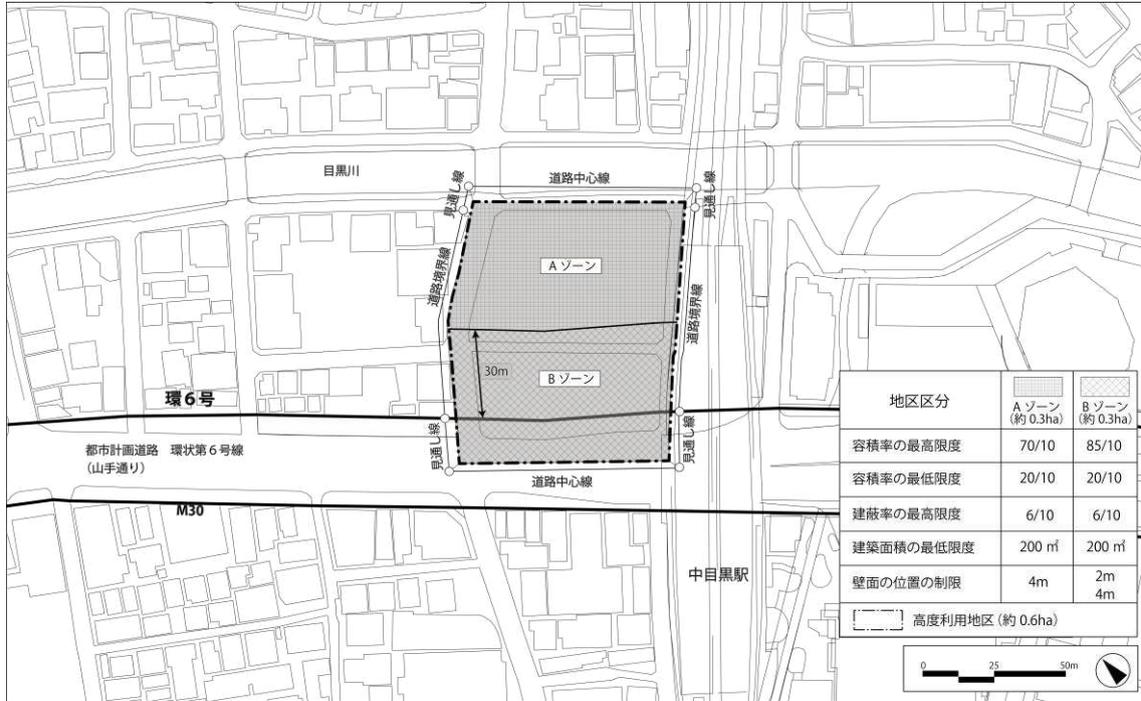


中目黒駅前北地区における高度利用地区の変更（原案の案）

1 中目黒駅前北地区 高度利用地区の変更

(1) 地区の位置

目黒区上目黒一丁目20番、21番



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第141号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第129号、令和7年7月1日。

区域図

(2) 区域の面積

約 0.6ha

(3) 高度利用地区の変更

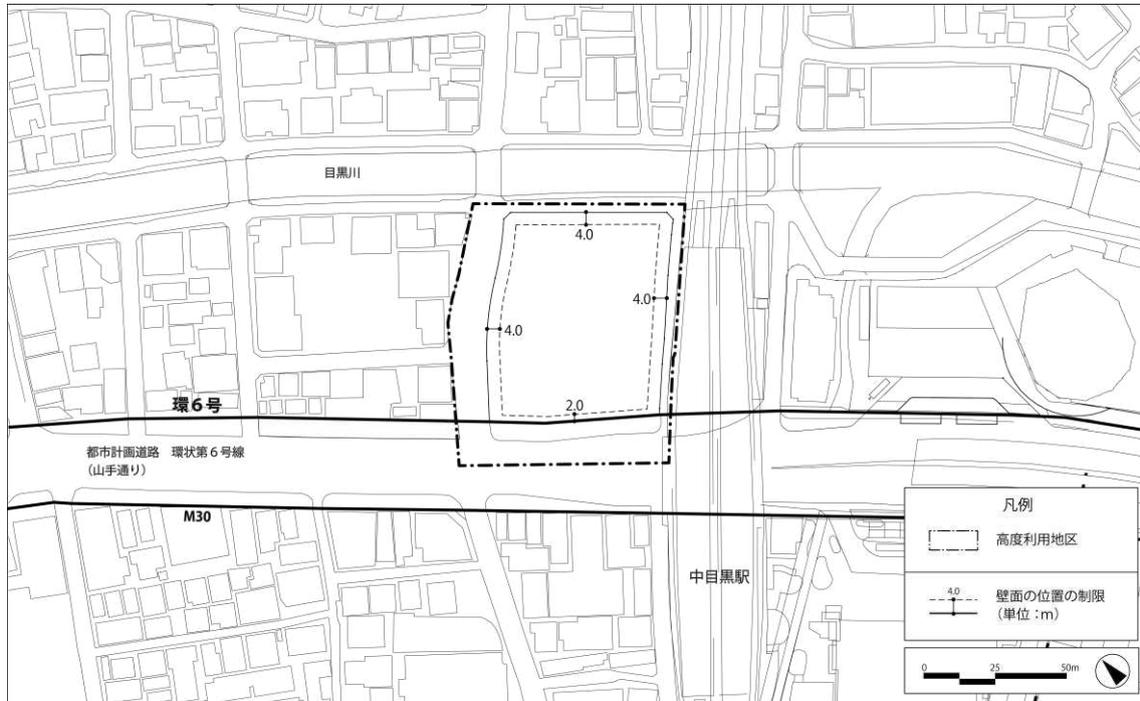
高度利用地区を次のように変更する。

種類 (地区名・区分)	面積	建築物 の容積 率の最 高限度 (注1)	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度 (注2)	建築物 の建築 面積の 最低限 度	壁面位 置の制 限 (注3)	備考	
高度利 用地区 (中目黒 駅前北 地区)	Aゾーン	約0.3ha	70/10	20/10	6/10	200㎡	4.0m	中目黒 駅前北 地区第 一種市 街地再 開発事 業施行 区域
	Bゾーン	約0.3ha	85/10	20/10	6/10	200㎡	2.0m 4.0m	
	小計	約0.6ha	-	-	-	-	-	

<p>(注1)建築物の容積率の最高限度の特例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法第52条第14項第1号の許可を受けた建築物は、その許可の範囲内において、容積率の最高限度を超えることができる。 2 建築物の敷地面積の規模による限度 敷地面積が500㎡未満の建築物にあつては、下記の数値を限度とする。 Aゾーン 10分の50 Bゾーン 10分の60 3 建築物の用途による限度 育成用途(注4)に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の3未満である建築物にあつては、10分の15を減じる。 4 建築物の敷地内に設ける空地の規模による限度 敷地内に設ける広場等の空地面積の合計が敷地面積の100分の10未満である建築物にあつては、10分の15を減じる。 5 住宅の用途に供する部分の床面積による限度 住宅の用途に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の200未満である建築物にあつては、Aゾーンの場合10分の5を減じ、Bゾーンの場合10分の10を減じる。 6 質の高い住宅等を確保しない建築物にあつては、10分の10を減じる。 7 地上部及び建築物上の緑化率による限度 東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が、35%未満である建築物にあつては、10分の0.6を減じる。 <p>(注2)建蔽率の最高限度の特例 建築基準法第53条第6項第1号に該当する場合は2/10を加えた数値とする。</p> <p>(注3)壁面の位置の制限 壁面の位置が制限された区域においては、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物(高さが2.5m以上の部分に設けるものを除く。)を設置してはならない。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 横断防止柵、ひさし等の歩行者の安全性を確保するためのもの 2 通行上支障がない植栽柵等の緑化施設、街路灯、電線類地中化に伴う変圧器等 3 通行上支障がない施設案内板、サイン、デジタルサイネージ等 4 広場3号におけるにぎわいの創出に資するオープンカフェ等の運営上必要で撤去可能なテーブル・イス等 5 その他公益上必要なもの <p>(注4)育成用途 育成用途は商業施設、生活支援施設とする。</p>		
目黒区内のその他の既 決定地区	面積	位置
(上目黒二丁目地区) (上目黒一丁目地区) (大橋地区) (自由が丘東地区)	約1.2ha 約1.4ha 約3.8ha 約0.9ha	目黒区上目黒二丁目、三丁目地内 目黒区上目黒一丁目地内 目黒区大橋一丁目地内 目黒区自由が丘一丁目地内 (都市計画手続中)
小計	約7.3ha	
合計	約7.9ha	

変更概要は以下の通り。

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	目黒区上目黒一丁目 地内	指定なし	高度利用地区 (中目黒駅前北地区)	約0.6ha	



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第141号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第129号、令和7年7月1日。

壁面の位置の制限図